

軽自動車税(種別割)減免申請について (法人)

< 減免要件 >

■ 用途による減免

社会福祉法人や社会福祉協議会もしくは特定非営利活動法人が所有(所有権留保条項付き売買契約による購入を含む。)し、かつ使用する軽自動車等で、次の各号の用途に使用する割合が全体の70パーセント以上のもの

- (1) 社会福祉事業対象者を入所させる施設を経営する事業にあつては、入所者の送迎及び入所者に対する供給物品の輸送のために使用するもの
- (2) 社会福祉事業対象者を通所させる施設を経営する事業にあつては、通所者の送迎及び通所者に対する供給物品の輸送のために使用するもの
- (3) 社会福祉協議会が社会福祉事業を調整し、助成するために使用するもの
- (4) 特定非営利活動法人が当該特定非営利活動の用に直接使用するもの

■ 構造による減免

車椅子に乗ったままの状態を使用する昇降装置若しくは固定装置を装着する等特別の仕様により製造されたもの又は構造変更が加えられているもの

< 添付書類 >

■ 用途による減免 ① 納税通知書

② 社会福祉法人定款(写し)

③ 運行日誌(当該年の3月分の写し)

■ 構造による減免 ① 納税通知書

② 車検証の写し(構造「車いす移動車」等が確認できるもの)

もしくはカラー写真(構造および標識番号が確認できるもの)